

市営住宅の入居者を募集

受け付けは 15日から30日まで

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 申込資格：次の要件をすべて満たす人
- 続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人
- 同居しようとする親族がいること（高齢者・障害者世帯は一人でも可）
- 住宅に困っている人
- 所定の方法で算出した世帯の



北園護台団地

募集住宅一覧

団地名	構造	募集戸数	間取り	所在地
北園護台	鉄筋5階建	1	3DK (6畳、6畳、洋間7.5畳)	園護台1385-1
桜川	鉄筋4階建	1	3K (6畳、4.5畳、板間3畳)	三里塚248
	木造平屋建	1	6畳、4.5畳	

- 所得月額が20万円以下の人。
 - なお、高齢者・障害者世帯については26万8,000円以下の
 - 人
 - 市税を滞納していないこと
 - 連帯保証人がいること
 - (注)北園護台を申し込むには、3人以上の世帯であることが必要です。
- 家賃は住宅の間取りや、世帯の所得額によって異なります

受付期間：6月15日(火)～30日(水)（土・日曜日を除く）

受付場所：営繕課 市役所5階

6月15日(火)から営繕課で申込書を配布します。くわしくは同課(☎20・1552)へ。

住宅地などでの農薬の使用

農薬が飛散しないよう「3」注意を

住宅地などで農薬を散布するとき、農薬が飛散して周辺の住民などが被害を受けることがあります。住宅地内および住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜園なども)で栽培している農作物や、庭木などに農薬を散布するときは、次のことを守り、農薬が飛散しないよう注意してください。

周囲に影響が少ない時間帯を選び、風がないときや弱いときに最小限の範囲にとどめ、風向きや散布方向などに注意する

庭木など、食用としない植物への散布でも、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、使用上の注意を守って使用する

周辺住民に、事前に農薬の使用目的、散布日時、農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板を表示するなどして区域内にはかの人が入らないようにする。特に、近くに学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する

農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類または名称、希釈倍率、対象植物などを記録し、一定期間保管する

農薬と健康に関する相談は農政課(☎20・1541)または健康増進課(☎27・1111)へ。

期日前投票制度

公示日の翌日から投票できます

公職選挙法が改正され期日前投票制度が創設されました。

これに伴い、「期日前投票」および「不在者投票」をすることができるようだが、選挙期日の公示日(または告示日)の翌日から変更されています。

みんなで投票、みんなで参加、あなたの一票大切に。



近く参議院議員通常選挙が予定されていますが、公示日(日)は投票ができませんので、「3」注意ください。

「期日前投票」は、投票用紙を投票箱に直接投函できるようになり、従来の不在者投票と比べて手続きが簡素化され投票がしやすくなりました。

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない人は、ぜひ、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

くわしくは市選挙管理委員会(☎22・1111 内線3152)へ。

自動車リサイクル法

7月1日から解体業・破砕業が許可制度に

7月1日から、自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の許可制度が始まり、解体業・破砕業を行う場合には許可が必要になります。

7月1日から、県庁で許可申請の受け付けを行います。既存の解体業者・破砕業者の許可申請（廃棄物処理法による業の許可を受けている場合は届出）の締め切りは9月30日までです。

使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るため、ご協力をお願いします。

県資源循環推進課のホームページ
(http://www.pref.chiba.jp/syo_zoku/e_ichihai/index.html)にも掲載しています。くわしくは
同課(☎043-223-4658)へ。

市役所の市民課窓口

毎週火曜日は

午後7時まで受け付け

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)は、市民課窓口の受付時間を午後7時まで延長しています。
(試行)

ただし、取り扱う業務は次のとおりですので、内容を確認のうえご利用ください。

延長時間に取り扱う業務「住民票、住所証明、年金受給者現況届証明書、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書

なお、印鑑登録の申請、転入・転出・転居などの住民異動届は取り扱いませんのでご注意ください。

くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

今月の納税

市・県民税(第1期分)

○納期...6月16日(水)~30日(水)

前納報奨金制度は廃止されました。
納税には便利な口座振替をご利用ください。

くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階相談室	市民相談室☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00~16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00~16:00	"	"
不動産相談	6月15日(火)	10:00~12:00	市役所2階201会議室	"
税務相談	6月15日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	6月24日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	6月19日(土)	13:00~16:00	ユアエルム	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00~16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	7月8日(木)	10:00~12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 7月5日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月~金曜日	9:00~16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	7月6日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	6月17日(木)	9:00~12:00	"	"
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	6月28日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00~16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月~金曜日	10:00~17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234